

報告第19号

平成30年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

平成30年度健全化判断比率

単位：％

名称	算定比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.28
連結実質赤字比率	—	16.28
実質公債費比率	6.3	25.0
将来負担比率	58.2	350.0

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。そのため算定比率には、「—」を記載しています。

平成30年度公営企業の資金不足比率

単位：％

名称	算定比率	経営健全化基準
つくば市 水道事業会計	—	20.0
つくば市 下水道事業特別会計	—	20.0

※ 各会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されません。

平成30年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率		健全化判断比率	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(千円・%)																
つくば市		実質赤字比率	-	-	-	11.28	20.00	区分																
		連結実質赤字比率	-	-	-	16.28	30.00																	
		実質公債費比率	6.5	6.5	6.3	25.0	35.0																	
		将来負担比率	46.3	50.5	58.2	350.0																		
実質赤字比率(千円・%)								区分																
会計名		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度決算	分母比																			
一般会計等	一般会計	1,499,557	3,333,195	2,184,192	4.5	元利償還金(公債費充当一般財源等額) (6)																		
	公平委員会	398	350	437	0.0																			
合計 (1)		1,499,955	3,333,545	2,184,629	※黒字の場合は、 比率を() 書として いる。	満期一括償還地方債に係る年度割相当額 (7)																		
標準財政規模 (2)		46,704,446	48,086,649	48,158,968		公営企業債の元利償還金に対する繰入金 (8)																		
実質赤字比率 -(1)/(2) × 100		(3.21)	(6.93)	(4.53)		組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等 (9)																		
						債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの) (10)																		
連結実質赤字比率(千円・%)								将来負担比率(千円・%)																
会計名		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度決算	分母比	区分																		
公営企業会計	水道事業会計	1,046,279	904,160	1,135,701	2.4	26 将来負担額																		
	下水道事業特別会計	395,360	265,461	239,516	0.5																			
国民健康保険特別会計		419,900	660,732	121,648	0.3	16 債務負担行為																		
介護保険事業特別会計		341,457	234,247	169,315	0.4																			
後期高齢者医療特別会計		13,516	27,163	11,752	0.0																			
		-	-																					
実質黒字額・資金剰余額合計 (3)		3,716,467	5,425,308	3,862,561	8.0	17 企業見込債等繰入金																		
実質赤字額・資金不足額合計(4)		0	0		-																			
合計 (3) + (4) (5)		3,716,467	5,425,308	3,862,561	※黒字の場合は、 比率を() 書として いる。																			
標準財政規模 (2)		46,704,446	48,086,649	48,158,968																				
連結実質赤字比率 -(5)/(2) × 100		(7.95)	(11.28)	(8.02)	30 セク 等・																			
内 訳								内 訳																
PFI事業に係るもの		0	0		-	10 債務負担行為																		
いわゆる五省協定等に係るもの		1,949,762	1,417,935	1,225,374	2.9																			
国営土地改良事業に係るもの		692,509	630,720	554,479	1.3																			
森林総合研究所等が行う事業に係るもの		8,470	2,205	0	0.0																			
地方公務員等共済組合に係るもの		0	0	0	-	27 能 財 充 額 等 可																		
依頼土地の買い戻しに係るもの		6,708,468	6,743,057	6,778,013	15.8																			
社会福祉法人の施設建設費に係るもの		0	0	0	-																			
損失補償・債務保証の履行に係るもの		0	0	0	-																			
引き受けた債務の履行に係るもの		0	0	0	-																			
その他上記に準ずるもの		3,036,036	2,630,436	4,703,770	10.9																			
下水道事業特別会計		28,693,413	27,465,797	26,557,740	61.8	26 将来負担額																		
水道事業会計		1,346,968	1,264,576	817,640	1.9																			
					0.0																			
その他の会計		0	0		-																			
地方道路公社に係る将来負担額		0	0		-	26 将来負担額																		
土地開発公社に係る将来負担額		0	0		-																			
その他第三セクター等に係る将来負担額		28,437	30,776	20,393	0.0																			

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成30年度決算の基準である。